## 報告第1号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の 増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和3年第4回杉並区議会定例会において議案第89号に より議決を得た「杉並区立杉並第二小学校及び併設2施設 改築建築工事」
- 2 金額の変更議決を得た契約金額金2,992,000,000円変更後の契約金額金3,157,154,000円契約金額の増額金165,154,000円
- 3 変 更 理 由 改築工事着手後に、地中障害物が見つかり撤去工事等を行 う必要が生じ、仕様の変更を行ったため。
- 4 専決処分年月日 令和5年12月19日